

2019年11月13日

国民民主党

代表 玉木 雄一郎 様

公務公共サービス労働組合協議会
地方公務員部会議長 二階堂 健男



地方財政確立等に関する要請

貴職におかれましては、国民・住民生活の向上にむけて平素よりご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、地方自治体においては、超高齢化社会が進む中で、東日本大震災をはじめ、大規模自然災害からの復旧・復興、社会保障の充実や環境対策、依然として厳しい地域経済の活性化や雇用対策など、地域の財政需要と自治体の役割は増大し続けています。

6月21日に閣議決定された「骨太方針2019」において、地方財政については、一般財源の総額について、「2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」と明記されています。しかし、人口減少と高齢化が進むなかで、社会保障の維持は不可欠であるものの、増加する社会保障関係費の動向が、地方財政に大きく影響することからも、会計年度任用職員制度導入に係る給与改善も含めた必要な財源が地方自治体に措置されるよう地方財政計画に反映されることが重要です。

一方で、各地で大規模な自然災害が頻発しており、とくに、被災自治体職員は、過酷な現場での長時間労働、それに伴う健康管理、安全確保が不十分な状況の中で、災害の復旧・復興等に精力的に職務を遂行しています。職員が安心・安全に働き続けられる環境整備とともに、復旧・復興・創生事業等が円滑に推進される十分な財政上の措置が必要です。

このような状況の中、一層の地域経済対策および社会保障関係費の経費増と充実などに対応するため、増大する地域の財政需要を的確に見積もるとともに、これらの財政需要に基づく地方財政計画の拡大、一般財源総額の確保に向けてご尽力いただきますようお願いいたします。

記

1. 地方自治体における行政サービス水準の維持・向上のため、地方公務員の人員確保及びそれに必要な人件費を確保すること。また、同一労働同一賃金の観点からも、2020年4月1日の改正地公法等の施行を踏まえ、会計年度任用職員制度導入に伴う財政措置について、所要額を地方財政計画に計上するとともに、地方交付税の算定に適切に反映すること。
2. 2020年度の予算編成過程において、社会保障関係費の増加に伴う地方自治体の財政負担が課題となることから、当然負担分について一般財源総額とは別に措置すること。また、地方財政計画の策定については、自治体との十分な協議のもとに、少子・高齢化対策、教育環境整備、地域医療確保、環境保全、農林水産業振興など地域の行政需要を的確に反映させ、地域公共サービスの充実・強化のための財源保障をはかること。
3. 社会保障の充実策以外の地方の一般財源総額について、少なくとも、実質的に今年度と同水準を確保するとともに、国の歳出削減を目的とした一方的な減額を行わないこと。また、恒常的な財源不足となっていることから、地方交付税の法定率を引き上げること。
4. 大規模自然災害の復旧・復興事業等が円滑に推進されるよう、引き続き十分な予算措置を行うこと。
 - (1) 被災地に勤務する職員の労働安全衛生体制の充実をはかるとともに、メンタルヘルス対策を講じること。
 - (2) 全国の自治体からの職員派遣に係る財政支援を継続すること。
 - (3) 防災、減災について、総合的な対策を講じること。
5. 地方創生に関わる政策等については、教育・医療・介護・保育等、人的基盤の強化や雇用創出による基礎的な公共サービスを確保し、地方経済の活性化につなげるとともに、地方の自主性・独自性が発揮できるよう、財政措置をはかること。

以上